

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒木 和彦

一般競争について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得」、「使用済車両売払い（仕様書番号GV-Z001016）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品 名、規 格、単 位、数 量
業務車 1 号ほか 6 件売払い 別紙第 1 「内訳書」 のとおり

※ 本入札は使用済車両の売払いを目的とし、解体及び破砕を要する。

(2) 解体及び搬出場所

陸上自衛隊島松駐屯地

(3) 代金納入時期

代金の納付は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は契約担当官の口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。

(4) 搬出時期

代金納付の日から 5 日以内とするも、官側との調整による。

(5) 履行期限

令和 9 年 3 月 3 1 日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 8 年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」の「A」、「B」又は「C」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第 2 「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に示す 4 つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）を有する者又は引取業の資格を有し他の 3 業種を他業者に再委託（旧「下請負」、以下「再委託」という。）させる場合は、契約担当官から承認を受けた者であること。

(7) 前号により再委託者として承認されていない者であること。

(8) 過去の使用済車両売払い又は処分契約において解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態でない者であること。

(9) 前号によるほか、次項に示す事前提出書類による審査の合格者であること。

3 事前提出書類及び審査

(1) 提出時期

令和8年7月28日（火）1700までとする。審査の結果、合格者のみ入札可とする。※仕様書に示す提出時期によらず、本公告の提出時期を適用する。

(2) 提出書類

ア 資格審査決定通知書（写し）

イ 引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業の4つの業種資格すべて証明できる書類（写し）

ウ 引取業の資格を有し、他の3業種を他業者に再委託させる者は、引取業を証明できる書類（写し）、再委託させる者の3業種の資格を証明できる書類（写し）及び再委託承認申請書を提出すること。

なお、「再委託承認申請書」には再委託者の連絡先及び担当者名を記載し、契約担当官の承認を受けること。

エ その他、官側が必要とする書類があった場合は、依頼の書類を提出すること。

(3) 審査結果通知

令和8年8月4日（火）までに通知する。

(4) 再委託者の確認

ア 契約担当官は、再委託承認申請の承認に当たって、「再委託承認申請書」に記載された再委託者に電話等により確認する。確認ができなかった場合は、再委託を承認しない。また、承認申請をする再委託者が入札参加者である場合、当該再委託を承認しないものとする。

イ 契約担当官の電話等による確認期間は、審査結果通知までとする。

4 契約条項等を示す場所

契約条項並びに「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

5 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時

令和8年8月20日（木）9時00分

(2) 場 所

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

6 落札決定方法

(1) 総額（税抜）により決定する。

(2) 予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、同額の場合は抽選により決定する。

7 保証金、違約金及び損害賠償金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

(3) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場

合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収する。

- (4) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の100分10に相当する金額の違約金を徴収する。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
- (4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
- (5) 電話、電報及びFAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき、標準契約書「不用物品売払契約条項」、別紙第3「談合等の不正行為に関する特約条項」、別紙第4「暴力団排除に関する特約条項」及び別紙第5「売払い物品の解体に関する特約条項」を付し、契約書を作成する。

10 現場説明会等

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 解体場所及び現物確認
ア 解体場所等の確認を希望する者は、調整の上、令和8年7月14日（火）10時00分から同年7月23日（木）16時00分までの間（休日及び祝日を除く。）において確認すること。

その際、希望する日の前日14時00分までに調整先に連絡すること。

イ 調整先

- (ア) 別紙第1「内訳書」中、No.1～6
陸上自衛隊島松駐屯地 第101全般支援大隊第4係（担当：佐藤）
電 話 0123-36-8611（内線8-13-5745）
- (イ) 別紙第1「内訳書」中、No.7
陸上自衛隊東千歳駐屯地 第101高射直接支援大隊第4係（担当：中江）
電 話 0123-23-5131（内線8-10-4171）

11 契約締結後の提出書類

- (1) 細部実施要領書
- (2) 解体証明書
- (3) 破砕証明書

提出期限：(1)は、契約締結後、速やかに提出

(2)、(3)について作業完了後15日以内とする。

12 その他

- (1) 入札書の記載要領
ア 入札書に記載すべき金額は、見積った契約希望金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
イ 品目ごとの金額の内訳を入札書に記載又は添付する。

- (2) 委任状
代表者以外の入札者は、委任状を入札時に提出する。なお、郵便入札の場合も同様とする。
- (3) 郵便入札
ア 郵便による入札参加を推奨する。
イ 郵便入札の要領等
 (ア) 送付先
 〒061-1393 恵庭市西島松308
 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課
 (イ) 送付期限
 令和8年8月19日(水) 17時00分(必着)
 (ウ) 送付要領
 入札書は、「業務車1号売払いほか6件 入札書在中」と朱書きされた封筒の中に入れて封印し書留郵便又はメール便にて送付する。
 (エ) 到着の確認
 郵送により入札を行う者は、発送後、契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (4) 再度入札
ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
イ 郵便による入札者がいる場合
 (ア) 再度入札の実施日時
 令和8年8月27日(木) 15時00分
 (イ) 郵便入札の要領
 a 送付期限
 令和8年8月26日(水) 11時30分(必着)
 b その他の要領
 初度の入札と同様とする。
- (5) 所有権移転の時期
第10項に示す提出書類の提出が完了し、契約担当官が承認した時期とする。
- (6) 売払物品の引取等
ア 所有権移転後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。
イ 売払物品の引取りに際しては、事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は、全て買受人の責任において処理すること。
ウ 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
エ 売払物件の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
オ 契約の相手方が、北海道知事による解体業の許可を得ていない場合は、石狩振興局に対し、法律第61条に基づく申請・許可受けが必要である。許可を得ている場合は、法律第63条に基づく変更届の手続きが必要である。
- (7) 入札当日において、駐屯地内は調達会計部事務室、入札会場及び厚生センター以外への立入りは認めない。やむを得ない事情が発生した場合は、事前に担当者に申し出をして了承を得ること。この際、必要に応じ官側は立会する。
なお、駐屯地への入門は、入札開始時刻の概ね30分前からとし、入札会場には、入札開始時刻の概ね20分前から入室できる。

(8) 入札に関する問合わせ先

ア 売払物品に関する事項

第10項(2)イのとおり

イ 入札及び契約等に関する事項

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課(担当:鈴木)

電話 0123-36-8611(内線5225)

FAX 0123-36-8719(直通)

(9) 公告掲示場所

ア 掲示板

(ア) 島松駐屯地

(イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(10) 公告掲示期間

令和8年7月13日(月)～令和8年8月20日(木)

内 訳 書

番号	品 名	規 格	単位	数量
1	業務車 1 号	ニッサン C B F - V W 1 1	両	1
2	業務車 3 号	C A A - G B S 1 2	両	1
3	トレーラ（電気溶接セット用）	千代田 T 0 4	両	1
4	1 t トレーラ	トレクス C T - 1 0 0 0	両	1
5	1 / 4 t トレーラ	T 1 0	両	1
6	救急車（4 × 4）2 ベッド型	トヨタ C B F - T R H 2 2 6 S	両	3
7	人員輸送車 2 号	P D G - B G 6 4 D G	両	1

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済自動車（被けん引車，二輪， 大型特殊等）の売払い		GV-Z001016	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和8年3月5日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第73条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書 ^{b)}	各 1	a)	入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{c)} を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図1による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の図8による。
4	解体証明書 ^{d)}			作業完了後 1 5 日以内	図2による。
5	破碎証明書 ^{d)}				図3による。

注^{a)} 調達要領指定書によって指定する。

注^{b)} 契約の相手方がフロン回収及び解体・破碎の全てを行う場合は、除く。

注^{c)} 契約の相手方は、下請負者が解体・破碎を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。

注^{d)} 売払い車両ごとの解体・破碎の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の8.3による。

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

〇〇 〇〇 殿

住 所

会社名

代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い

搬出場所：〇〇駐屯地

1 解体作業場所

2 引取り日（搬出日）

3 解体作業内容

4 破碎作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年 月 日

解 体 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称, 車台番号及び数量 (多数の場合は別紙で整理可能)
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は、下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は、当該下請負者名を記載し、契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は、経由した事業者全てについて、引渡しを証明する書類を添付）

図3－破碎証明書の様式

調 達 要 領 指 定 書	調達要求番号	
	調達要求年月日	令 和 8 年 7 月 日
	作成部隊	第 1 0 1 全 般 支 援 大 隊
	作成年月日	令 和 8 年 7 月 1 日
品 名	使用済車両売払い	
仕様書番号	GV-Z 0 0 1 0 1 6	

指定事項：業務車1号他5件

1 売払い（品名・数量等）

品名	形 式	単位	数量
業務車1号	ニッサンCBF-VW11	両	1
業務車3号	CAA-GBS12	両	1
救急車（4×4）2ベット型	トヨタCBF-TRH226S	両	3
トレーラ（電気溶接セット用）	千代田T04	両	1
1 tトレーラ	トレクスCT-1000	両	1
1 / 4 tトレーラ	T10	両	1

2 引渡場所

引渡場所は、「島松駐屯地」とする。

3 官側の立ち会い

引渡時に係の点検立会を実施する。

4 完了検査の要領

解体証明書又は破砕証明書の確認をもって完了とする。

5 書類提出先等

(1) 提出書類 1

〒061-1356 北海道北海道恵庭市西島松308

陸上自衛隊島松駐屯地北海道補給処調達会計部契約課

電話 0 1 2 3 - 3 6 - 8 6 1 1（内線5225）

FAX 0 1 2 3 - 3 6 - 8 7 1 9（直通）

(2) 提出書類 2～5

〒061-1356 北海道北海道恵庭市西島松308

陸上自衛隊島松駐屯地北部方面後方支援隊第101全般支援大隊

電話 0 1 2 3 - 3 6 - 8 6 1 1（内線5745）

[illegible]